

第421回埼玉県内水面漁場管理委員会

議 事 録

開催場所	埼玉会館5C会議室	担当書記	岡部 貴文	
会議日数	自 令和5年11月16日(木) 1日間 至 令和5年11月16日(木)			
出席者数	委員定数13名中出席者9名			
出席委員	岡本 信明	坂本 均	島田 敬万	松本 泉
	新井 博	大久保香里	田中深貴男	矢野 雅
	古谷 愛子			
欠席委員	田中喜久雄	岡田 信義	米田 和夫	大関 早孝
県出席者	農林部副部長	竹詰 一	生産振興課長	今西 典子
	担当主幹	甲賀 真人	担当主任	岡部 貴文
	水産研究所副所長	山口 光太郎	主任専門員	梅沢 一弘
	主任	山田 建	技 師	小山 知洋
事務局	生産振興課長	今西 典子	担当主幹	甲賀 真人
署名委員	会 長.....			
	委 員.....			
	委 員.....			

会議に付した議案並びに審議結果

審 議

議案番号	件 名	結 果
1	埼玉県 of 漁業権免許について	意見なし
2	埼玉県 of 第五種共同漁業権遊漁規則の認可について	意見なし
3	栃木県 of 漁業権免許について	意見なし
4	栃木県 of 第五種共同漁業権遊漁規則の認可について	意見なし
5	埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の改正について	承認

協 議

議案番号	件 名	結 果
	なし	—

報 告

報告番号	件 名	結 果
	資源管理の状況等の報告について	—

発 言 者	発 言 内 容
司 会	<p>第421回埼玉県内水面漁場管理委員会を開催します。</p> <p>本日は13名中9名の委員に御出席をいただいております。総数13名の過半数を満たしていることから委員会事務規程第6条の規定により本委員会は成立することを御報告いたします。</p> <p>開会に当たり、会長から御挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>第 421 回内水面漁場管理委員会の開催にあたり一言ごあいさつ申し上げます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙中のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>公務御多忙の中、農林部の竹詰副部長にも御出席をいただき、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、9月末には溪流魚も禁漁となり、県内各地の漁場ではワカサギ釣りのシーズンが始まっております。</p> <p>名栗湖では、11月1日からワカサギ釣りが解禁となり、多くの釣り人で賑わっていると聞いています。</p> <p>また、河川ではアユの産卵期に入っています。新聞報道によると、水産研究所と組合が作った産卵場で多くの卵が確認されたようですが、今年生まれたアユが来年の春になって荒川など県内の河川に戻ってくることを願っています。</p> <p>本日の委員会は審議事項5件と報告事項1件が予定されています。</p> <p>来年に切り替わる漁業権免許の議題も今回が最後となります。漁業協同組合の活動と釣りを楽しむ人々に深くかかわる内容になりますので委員の皆様には、忌憚のない御意見をいただき、有意義な議論が進められるよう、よろしくをお願いします。</p> <p>結びに、御参会の皆様方の御健勝を心から祈念申し上げ、私からのあいさつとさせていただきます。</p>
司 会	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、農林部副部長より挨拶を申し上げます。</p>
農 林 副 部 長	<p>第 421 回埼玉県内水面漁場管理委員会の開催にあたり、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>岡本会長を始め、委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ、本</p>

	<p>委員会に御出席いただきありがとうございます。また、日頃から本県水産行政の推進に御協力を賜りまして、心より感謝を申し上げます。</p> <p>今年の夏は記録的な猛暑に加え、渇水が心配されるほど雨が少なく、県内河川でも瀬切れが報告され、県内漁業への影響が心配される状況でしたが、8月中旬からは雨量が安定し、特段、大きな被害もなく、夏のアユ釣りなどを楽しむことができたと同っております。</p> <p>さて、本日の委員会ですが、昨年度から御審議をいただいております、10年に1度の漁業権免許の切替の最後の審議となります。</p> <p>2名の事業者と13の漁場協同組合から、免許の申請がございました。</p> <p>委員の皆様におかれましては、本県水産業の振興のため、忌憚のない御意見を賜りますよう、お願い申し上げます。</p> <p>県としましても、免許された際には、漁業協同組合と一体となって、良い漁場となるよう努めてまいります。</p> <p>結びに、皆様方の御健勝と御活躍を御祈念申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。</p>
司 会	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより議事に入りますが、慣例により会長に議長をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、これより会議を開始します。本日は、会議の傍聴人はいません。</p> <p>はじめに、議事録署名人を指名します。委員会事務規程第11条で会長が指名することになっていますので、大久保委員と矢野委員を指名します。書記は事務局をお願いします。</p> <p>なお、発言された内容は議事録に記載され、県ホームページで公開となりますので御了承願います。</p> <p>次第に基づき、審議事項第1号議案の「<b>埼玉県の漁業権免許について</b>」、事務局から説明してください。</p>
事 務 局	<p>第1号議案について説明いたします。</p> <p>埼玉県知事から本委員会に対して、漁業権免許について諮問するものです。</p> <p>本県では令和6年1月1日に漁業権免許の切替が行われます。それに伴い、令和5年8月4日付け埼玉県告示第857号により埼玉県の内水面漁場計画を告示したところ、関係する漁業協同組合等から漁業権免許の申請がありました。</p>

漁業権免許の申請があった場合には、漁業法第 70 条により、「知事は内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない」とされているため、今回、委員の皆様にご意見を伺うものです。

今回の免許では、ため池などの土や石で囲われた第二種区画漁業権と漁業協同組合に免許する第五種共同漁業権の 2 種類の漁業権の申請があります。

第二種区画漁業権の免許の審査基準は「申請者が暴力団員等ではないこと」、「漁場計画と同一の申請であること」、「漁業権の不当な集中が無いこと」、「土地所有や専有者の同意を得ていること」及び、「第二種区画漁業権免許手続き」に則した免許申請が行われていること」となります。

第五種共同漁業権の免許の審査基準は、「関係地区内の組合員世帯数が漁業者世帯数の 3 分の 2 以上であること」の他、「増殖計画が県の示した増殖指針に適合していること」、及び「総会の出席者の 3 分の 2 以上の議決があること」です。

まず、第二種区画漁業権の免許について説明します。漁場は、美里町の摩訶池と古沼の 2 カ所で、いずれもコイの養殖業を行うものです。

区第 1 号・第 2 号ともに現在免許を受けている方からの申請となります。

申請書類をもとに審査をしたところ、「適格性を有しているか」、「申請の内容が漁場計画と同じであるか」、「漁業権の不当な集中がないか」、「私有地等での同意を得ているか」、「第二種区画漁業権免許手続きを満たしているか」の全ての審査基準を満たしており、これらの申請は適正であると考えられます。

次に、第五種共同漁業権でございます。第 419 回の委員会で御審議いただいた内水面漁場計画の内容と変更はありません。

今回の第五種共同漁業権は、9 の漁場に免許をします。

免許予定日は令和 6 年の 1 月 1 日で、存続期間は令和 15 年 12 月 31 日までの 10 年間、免許に制限及び条件は付けません。

総括すると、155 の一級河川と 265 の市町村の沢や河川、52 の用水路や池沼に漁業権を設定します。県全体で、アユ、マス類など計 11 魚種を漁業権魚種とします。

今回の免許では 9 の漁場に県内の 9 漁協と県外の 4 漁協から免許の申請がありました。提出された申請書類を審査した結果、免許の基準である適格性については、何れの組合においても「関係地区内の組合員世帯数が

	<p>漁業者世帯数の3分の2以上」となっています。</p> <p>また、漁場計画と異なる申請は無く、特定の組合に漁業権が集中する「漁業権の不当な集中も」ありません。</p> <p>「土地所有や占有者の同意を得ているか」では、八反沼と城ヶ谷沼において管理者の同意が得られなかったため、共第2号漁場では2カ所の漁場の区域を除いて免許する考えです。</p> <p>次に増殖計画について御説明します。</p> <p>アユの放流では県内合計で増殖指針の1.5倍となる2,870kg、マス類では約2倍となる6,340キロの増殖が計画されるなど、すべての漁場で増殖指針を満たす増殖計画となっています。</p> <p>免許の申請内容は、すべての組合で総会又は総代会の特別議決で可決しています。以上のことから、提出された申請は、適正であることを確認しました。</p> <p>第五種共同漁業権については、本委員会で意見を頂くほか、県境の漁場について関係する茨城県、群馬県、東京都のそれぞれの漁場管理委員会からの意見を受けて免許をする予定でございます。</p> <p>説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明について、御意見、御質問がありましたらお願いします。</p>
議 長	<p>八反沼と城ヶ谷沼の管理者の同意が得られなかった理由を教えてください。</p>
事 務 局	<p>当該漁場は、大岡第一土地改良区が管理する沼です。沼の周りに駐車された車が農耕の邪魔になることや、釣り糸の糸くずが沼の周りに捨て置かれていたことについて、地元住民から困るという意見が土地改良区に出されたため、土地改良区からは同意が得られませんでした。</p>
議 長	<p>駐車の問題、糸くずの問題があり、なかなか厄介ですが、地元住人と共存していく方策を考えていかないとはいけません。将来的には、組合員になってもらって組合の中で共に管理していく方法もあるかもしれません。</p> <p>社会環境の中での水産の立場が広がる方策を、地道に探していただければと思います。</p> <p>他に御意見はありますか。</p>
委 員	<p>漁業権免許の審査基準では、「漁業法第72条の適格性を有しない」の欄が「有」という表記になっていますが、適格性が有るという解釈で合って</p>

	いますか。
事務局	適格性を持っているという表記になります。
議長	「漁業法第72条の適格性」が「有」と表記すると誤解がないと思います。 その他にありますか。
委員	令和6年免許の増殖計画について、昨年の各漁協の増殖実績に比べて、増殖量が増えているかどうか、教えていただきたいです。
事務局	詳しい数値は手元にありませんが、アユやマス類は増えており、他は概ね今年の実績と同じぐらいです。
委員	今回の漁業権免許で漁協が遊漁料を一斉に値上げすることによって、漁協は前年度の増殖量を確保し、さらにプラスアルファで増殖をしていきたいという考えなのかと思います。県でも各漁協になるべく最低限は昨年の実績は確保して、遊漁料が上がった分はプラスアルファで増殖量を増やしていくよう、指導していただければと思います。
議長	放流量を増やすことで、たくさんの人に釣りをしてもらって、収益を得た分さらに放流量を増やすような好循環に繋がられるよう、指導をしていただきたいと思いますね。 その他にありますでしょうか。
委員	ウグイの放流量が少ないのは、ウグイの放流する種苗の入手が難しいからでしょうか。
事務局	関東でウグイを養殖している生産者が1件のみで、その1件の生産状況に左右される点で、ウグイの種苗の確保は難しいという状況です。 それとウグイは産卵床の造成により増殖ができますので、漁協の実績は放流又は産卵床のどちらかが満たしていれば、県としては認めようという考えです。
議長	それでは本案件に対する委員会の意見はなしということで回答をしたいと思います。修正すべきところは修正して、事務局で整理してください。 続きまして、審議事項第2号議案の「 <b>埼玉県第五種共同漁業権遊漁規則の認可について</b> 」、事務局から説明してください。

事 務 局

埼玉県知事から当委員会あてに、漁業協同組合遊漁規則の認可についての諮問するものです。

遊漁規則は組合員以外の者が行う魚の採捕について制限を定める組合の規則で、都道府県知事が認可します。

また、規則の認可にあたり漁業法第 170 条において、「認可の申請があったときは、知事は内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない」とされています。

さきほど、免許の諮問について御審議を頂きましたが、今回の免許の切替にあたり、13 組合から 12 件の遊漁規則の認可がありました。

認可の審査の基準については、まず、遊漁規則には（1）漁業法第 170 条第 2 項により定められた事項を規定する必要があります。

次に（2）「遊漁を不当に制限するものでないこと」として、漁業協同組合員と遊漁者は漁場の管理に関して、行使料と遊漁料を同様に負担していることから、漁場の区域、採捕期間、漁具・漁法などに組合員と遊漁者の間に、大きな差が出ない規則が求められます。

（3）遊漁料の額の妥当性については、遊漁料収入に対し増殖と漁場管理に要する費用との間でバランスがとれているかを判断します。

最後に、水産業協同組合法に基づき、（4）総会での決議が適正に行われているかでございます。

申請時に提出された総会議事録の謄本、過去 3 年間の放流実績と事業報告により審査したところ、13 組合から申請のあった 12 件の遊漁規則はすべて適正でありました。

遊漁規則の内容について、現行の規則との変更点を御説明いたします。

まず、遊漁の承認・納付の義務では、販売方法を増やし、釣り人の便宜を図るため、オンラインの遊漁券を埼玉南部漁業協同組合が導入します。

次に、尾数の制限では資源の保護・管理のため、秩父漁協が「冬期にじます釣り区」に尾数制限区間を設定しました。持ち帰りは 3 尾までとしています。

漁具漁法の制限では、採捕の実態が無いことから、南部漁協、東京東部漁協が旗網を削除、漁具の利用が少ないことから東部漁協がうなぎ竹筒の制限を削除します。また、児玉郡市漁協が夜間の投網を制限し、利根川の 9 号漁場では道糸を 2 本までに制限します。

遊漁期間では、児玉郡市漁協でマス類が漁業権魚種に加わったため、新たに遊漁期間を設定します。利根川の 9 号漁場では、マス類の遊漁期間について、群馬県の漁業調整規則の期間が埼玉県の規則より短いため、マス



類の期間を短縮します。

また、秩父漁協では冬期にじます釣り区の遊漁期間の延長を、入間漁協ではニジマスの遊漁期間と遊漁区域を、資源の保護・管理のため新設します。

ワカサギの遊漁期間では入間漁協と児玉郡市漁協が資源の管理のため延長します。北部漁協では、ドジョウを採捕する遊漁者が減少したことにより遊漁期間の制限を削除します。

また、入間漁協と東京都の奥多摩漁協では、資源の保護のためカジカの遊漁期間を短縮します。

9号漁場では漁業権魚種からワカサギが削除されたため期間を削除します。

次に、禁止区域です。

秩父漁協では、禁止していた5カ所の河川を解禁し、新たに3カ所を設置します。また、魚道の採捕禁止区間を5メートルから10メートルに延長します。南部漁協では資源の管理、漁場環境の変化から、びん沼川の上流部の禁止区域を削除します。

網漁具の使用を禁止した釣り専用区では、漁場環境の変化から秩父漁協で荒川の一部を削除します。また、資源の保護・管理から入間漁協で不老川の他、溪流河川である妻沢など12カ所を新たに設置します。西部漁協でも2カ所を設置します。一方、南部漁協では網漁が減ったことから伊佐沼を削除します。

体長制限については、各都県の漁業調整規則に合わせたことによる制限の新設や変更となっています。

次に、遊漁料の額の変更についてです。

漁業協同組合の主な収入は行使料と遊漁料で、この中から、増殖費用と漁場監視費用、組合の運営費を賄っています。今回、すべての組合が遊漁料を見直し、現行料金の1割から3割の値上げを申請しています。

遊漁料金を見直しする理由は、種苗の購入価格が従前から15%から20%ほど値上がりしていることや、漁場監視についてもガソリン代など諸費用が高騰しており、従前と同様な放流量を維持し漁場監視を続けるためには相応な値上げが必要であるからです。

組合から提示された金額をもとに増収額を算定したところ、現在の収入から10%から30%の増収を見込んだ額が設定されています。増収分は増殖費用や漁場の管理費用に充てる計画であることから、遊漁料金の変更は妥当なものと考えます。

	<p>県内共通券の額は現行の5千円から6千円に変更します。中学生券は、各漁協の減免により中学生以下が無料となったことから、廃止しています。</p> <p>また、利根川の9号漁場では県内共通券は使えなくなります。</p> <p>遊漁規則では、本委員会で意見を頂くほか、漁業権の免許と同じく、関係する都県の漁場管理委員会の意見を受けて認可をする予定です。</p> <p>説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明について、御意見、御質問がありましたらお願いします。</p>
委 員	<p>各漁協とも、遊漁料の値上げを予定していますが、入間漁業の立場としては、値上げ幅は低い数字で抑えました。これについては、組合内で色々と検討したところです。</p> <p>現在、市や関係団体、企業などから御協力をいただいて、放流量が維持できているところです。また、最近ではテレビやユーチューバーの方が、色々な情報を流してくれているため、遊漁者もかなり増えたと感じます。</p> <p>今後も放流種苗の購入については、入荷先をいろいろ吟味して、より良いものをより安く仕入れるよう努力して、遊漁料の額を抑えていくことでまとまりました。</p>
議 長	<p>どうもありがとうございました。努力に感謝申し上げます。</p> <p>YouTubeは見ている人が多いので、そういう情報は本当に恐ろしいぐらいに広がっていきますね。今の若い層の人たちは、新聞やテレビは見なくて、スマホさえあったら大丈夫というような世代なので、それに対応していく必要があります。今後是非、そういう若い層に対応した取組をお願いしたいと思います。</p> <p>他にありますか。</p>
委 員	<p>秩父漁協では、魚道の上下10mを禁止区域に変更されるということですが、各漁協の遊漁規則では、禁止区域に、魚道の上下10mや5mと記載している漁協と、「魚道の区域」とだけ記載している漁協があるのですが、この魚道の区域はどの範囲を指すもののでしょうか。</p>
事 務 局	<p>魚道の区域というのは、魚道の上流端から下流端までということです。禁止区域が魚道の区域というのは、魚道の入り口から出口までの範囲で魚を捕ってはいけないということです。例えば、魚道の入り口付近に集まってきた魚は捕ってもいいということです。</p>

	<p>そこを中心的に捕ると資源がかなり枯渇する恐れがあるため、その前後も禁止区域にしたのが、秩父漁協や入間漁協になります。</p>
議 長	<p>トラブルが発生しやすい場所になりますので、そういう定義はきちっと県でも指導して、トラブルが起きないようにしてもらえればと思います。</p> <p>それでは本件に関していろんな意見出ましたけども、この委員会としては本案件に対する委員会の意見はなしということで回答をいたします</p> <p>続きまして、審議事項第3号議案の「<b>栃木県の漁業権免許について</b>」、事務局から説明してください。</p>
事 務 局	<p>審議事項の栃木県の漁業権免許について説明いたします。</p> <p>栃木県知事から当委員会に「第五種共同漁業権の免許について」の諮問がありました。</p> <p>栃木県では本県同様、令和6年1月1日に漁業権免許の切替が行われます。</p> <p>栃木県共第16号の渡良瀬川の漁場計画の内容については、5月に開催しました第419回委員会において審議し、栃木県に対し意見なしの回答を行ったところです。</p> <p>今回、その漁場計画の内容に基づき、関係する漁業協同組合から免許の申請が栃木県にありました。</p> <p>免許の申請があったときには、漁業法第70条により「知事は、漁場管理委員会に意見を聴かなければならない」とされており、漁場の一部が埼玉県<small>の河川</small>にかかることから、栃木県から意見を求められております。</p> <p>免許の申請者は、現在も免許を受けている栃木県下都賀漁業協同組合であり、埼玉県の漁協は申請しておりません。</p> <p>本申請は、免許の申請に必要な総会の議決を経ており、法第71条で定められた免許の基準である「申請の内容が漁場計画と同じであるか」、「漁業権の不当な集中がないか」、「私有地等での同意を得ているか」を満たしております。</p> <p>また、第5種共同漁業は漁業協同組合にのみ免許される漁業権ですので、法第72条第2項第2号に規定された「関係地区内の水産動植物を年間30日以上採捕する者の世帯数のうち組合員の世帯数が3分の2以上であること」についても満たしており、適格性を有しております。</p> <p>漁業権に付する条件として、水口簞幅5m以上のやな漁法が除外されています。</p> <p>以上のことから、免許について栃木県から諮問を受けた内容は適正であ</p>

	<p>ると考えております。</p> <p>栃木県から諮問のあった漁業権免許の説明は以上になります。</p> <p>御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>栃木県の漁業権免許に対する御意見がなければ、本委員会の意見はなしとします。</p> <p>続きまして、審議事項第4号議案の「<b>栃木県の第五種共同漁業権遊漁規則の認可について</b>」、事務局から説明してください。</p>
事 務 局	<p>審議事項の栃木県の第五種共同漁業権遊漁規則について説明いたします。</p> <p>栃木県知事から当委員会あてに「第五種共同漁業権遊漁規則の制定」についての諮問がありました。</p> <p>遊漁規則は、組合員以外の者が行う魚の採捕について制限を定める組合の規則で、漁場の一部が、埼玉県内の河川にかかるため、栃木県の下都賀漁業協同組合の遊漁規則の制定について、漁業法に基づき意見が求められました。</p> <p>漁業の種類、関係都県、申請者は、第3号議案と同一の内容です。法に基づいた遊漁規則の認可基準について栃木県により審査が行われ、いずれも適正であるとのことでございます。</p> <p>諮問を受けた遊漁規則が埼玉県の漁業調整規則と整合性が取れているかを精査しましたが、いずれの条項についても適正な記述となっております。</p> <p>水産動物の採捕の許可では、漁業調整規則で定めた遊漁規則で使える漁具・漁法以外の漁具・漁法は記載されていません。</p> <p>同じく、サケ、アユの採捕禁止期間や全長制限におきましても漁業調整規則で定めた内容が守られております。また、禁止区域に該当する場所はありませんでした。</p> <p>このため、栃木県から諮問を受けた遊漁規則の内容は適正であると考えます。</p> <p>説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明について、御質問御意見がなければ本委員会の意見はなしとします。</p> <p>続きまして、審議事項第5号議案の「<b>埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の改正について</b>」、事務局から説明</p>

	<p>してください。</p>
事務局	<p>審議事項の第5号議案について説明いたします。</p> <p>埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程とは、本委員会の保有する個人情報の管理や、開示の手続きについて定めた規程です。</p> <p>本年4月に個人情報の保護に関する法律が改正されたことにより、本法律が都道府県や公的機関などにも適用されるようになり、都道府県等が独自で定めていた個人情報に関する規定や運用方法が法律で定められました。</p> <p>これに合わせて、本規程の根拠法令であった埼玉県個人情報保護条例が廃止され、新たに埼玉県個人情報の保護に関する法律施行条例が公布・施行されました。そのため、本委員会規程も法律の改正と、施行条例に合わせた改正をする必要があります。</p> <p>改正の内容は、法令の改正による表記の統一や条番号の整理、法令と内容が重複する要配慮個人情報の定義に関する規定、個人情報ファイル簿に関する規定、個人情報開示請求に関する規定の削除、代理人による個人情報公開請求及び訂正請求に関する規定の追加、電子化に対応した情報開示の実施方法の明確化です。</p> <p>規程の改正に関する告示の文案は資料のとおりになります。</p> <p>改正の説明は以上になります。</p> <p>御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>基本的には、国の規定が定まったので、従来の県の規程は改定するということです。ただいまの説明について、御質問、御意見がなければ、原案のとおり決定といたします。</p> <p>続きまして、報告事項の「<b>資源管理の状況等の報告について</b>」、事務局から説明してください。</p>
水産研究所	<p>報告事項を御説明します。</p> <p>資源管理の状況等の報告についてですが、こちらは令和2年の12月に漁業法が改正されたことにより新しくできた制度となっており、昨年度から、本委員会に報告しています。漁業法第90条と漁業法施行細則第28条で、漁業権者は漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁業の利用状況などを都道府県知事に年1回以上報告することが義務付けられております。</p>

	<p>報告を受けた都道府県知事は、報告された内容に対して意見を付して、漁業管理委員会に報告を行うこととされておりますので、報告をさせていただきます。</p> <p>この報告は、県内の漁協のほか、利根川の漁業権を共有している群馬県の東毛漁協、烏川漁協、東京都の成木川、直竹川の漁業権を有する奥多摩漁協、荒川の県境の漁業権を有する東京東部漁協から提出がありました。</p> <p>内容は、漁業権魚種ごとの増殖実績、漁獲量、漁獲金額、組合員、行使権者数、操業期間、資源管理に関する取組の実施状況、その他の取組状況となっております。このうち増殖実績については、今年度の最初の委員会でも報告しております。</p> <p>漁場を適切かつ有効に活用しているかの判断については、組合の総会、総代会の報告書や、漁獲量の報告などを元にして、漁場を活用しているか判断しております。</p> <p>県の意見としましては、これらの漁場につきましては適切かつ有効に活用していると認めました。</p> <p>報告については以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの報告について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>県としては適切に漁場を管理し、有効に活用しているという判断をしたということです。</p>
議 長	<p>資源管理の取組の実施状況には、カワウの追い払い回数とか、外来魚の駆除や産卵床の造成の回数が記載されてありますが、回数をこなせば OK ということだけでなく、その結果どんな感触を得たのか知りたいところです。結果として、カワウが減ったのか、減っていないのか、そこが知りたいですね。もっとやらないきゃダメなのか、そういう感覚をぜひ聞きたいです。</p>
事 務 局	<p>まず、県内のカワウ生息数については、確実に減少しています。</p> <p>過去に飛来が多かった年は、県内に3千羽ほどのカワウが生息し、ねぐらとコロニーが多くありました。環境部局で年に3回、カワウの生息羽数を計測していますが、大体400羽から800羽の間で推移し、数は確実に減っています。</p> <p>また、荒川の一部では、投網をうって、1回あたり何尾の魚が捕れるか計測していますが、10年ほど前はほぼゼロで、40回ほど投網を打ってや</p>

	<p>っと1尾捕れるというところでした。現在では、場所によっては、1回投網をうつと、大体1.5尾から2尾ぐらい捕れるまでに増えています。</p> <p>ただ、カワウのねぐらが分散している影響もありまして、アユを放流したり、ウグイの魚影が見えてくると、カワウがそこに群がって、局地的に大きな被害がでることがあります。</p> <p>また、県内のカワウの羽数は減っていますが、関東全体では約2万羽が生息していて、この数はあまり変わっていません。ですから、他県から飛来するカワウによる被害も多く、県内のカワウ羽数が減っていても、被害そのものの傾向は変わらず、依然としてかなり深刻な問題と捉えているところです。</p>
議 長	<p>現状でもそのような状況であると、カワウを追い払う対策が必要ということですね。その対策も維持しつつ、水産振興のために新しいことをやっ ていこうとすると、限られた財源でやるのは厳しいところですが、漫然と同じ対応をするのではなく、現状を冷静に分析して、水産振興に繋がることに取り組んでもらいたいと思います。</p> <p>以上を持ちまして本日用意されました。議題の全てが終了ということになりましたので、議長の任を解かせていただきたいと思います。委員の皆様のご協力誠にありがとうございました。</p>
事 務 局	<p>岡本会長ありがとうございました。</p> <p>また委員の皆様方におかれましては慎重なご審議をいただきまして本日は誠にありがとうございました。以上をもちまして、第421回内水面漁場管理委員会の会議を終了とさせていただきます。</p> <p>なお次回でございますが今年度4回目になりますが、年が変わりまして令和6年の2月中下旬頃を予定しております。まだ日は未定ですが、またご案内させていただきます。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。</p>